

ご存知ですか？ 国民年金の任意加入制度

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 / 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間（480月）保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

○国民年金の任意加入制度を利用すると…

1. 国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない方
→60歳から65歳になるまでの間、国民年金に任意加入して保険料を納めることで、満額の年金に近づけることができます。
2. 65歳になっても受給資格期間が10年（120月）に満たない方
→70歳になるまでの間、受給資格期間を満たすまで任意加入し保険料を納めることにより受給権を確保することができます。（昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）
3. 海外に居住する20歳以上65歳未満の日本国籍を有する方
→国民年金に任意加入することができます。任意加入しない場合、海外在住期間は合算対象期間として老齢基礎年金などの受給資格期間に算入されますが、受給する年金額には反映されません。

※任意加入は、申し出た日からの加入となりますので、さかのぼっての加入はできません。厚生年金・共済組合に加入中の方も加入はできません。

※60歳以上の任意加入について、保険料の納付方法は口座振替が原則です。加入手続きには年金手帳、通帳、届出印を持参のうえ、岡谷年金事務所または住民福祉課国保年金係（1階②番窓口）までお申し込みください。

人権擁護委員が法務大臣より委嘱されました

問 諏訪人権擁護委員協議会事務局 ☎52-0583
長野地方務局諏訪支局 ☎52-1043

○2名の方が人権擁護委員に委嘱されました（任期：令和元年7月1日～令和4年6月30日（3年間））



小林 洋子さん（先達）



久保 和夫さん（瀬沢）

●人権擁護委員とは？

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受けた、身近な相談パートナーです。

地域住民の中から選ばれた人たちが、日常生活の中で人権思想を広め、人権が侵害されないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられました。

○人権擁護委員の仕事

諏訪人権擁護委員協議会では、人権擁護活動の一環として、特設人権相談所を開設しています。毎日の暮らしの中で起こる様々な問題、いじめ・体罰・差別を受けた、暴行や虐待を受けた、名誉棄損・プライバシー侵害を受けた等さまざまな人権に関する相談に応じます。相談は無料で、秘密は固く守られます。



これからの特設人権相談所

【日 時】 10月3日(木)
午前10時から午後3時
【場 所】 町民センター



人権擁護委員を2期（6年）務められた、植松作雄さんが退任されました。長い期間、人権擁護活動にご尽力いただき、ありがとうございました。